

市民生活と法

日 時

2013年 **11/11** 月 ~ **15** 金
18:30 ~ 20:00 **全5回**

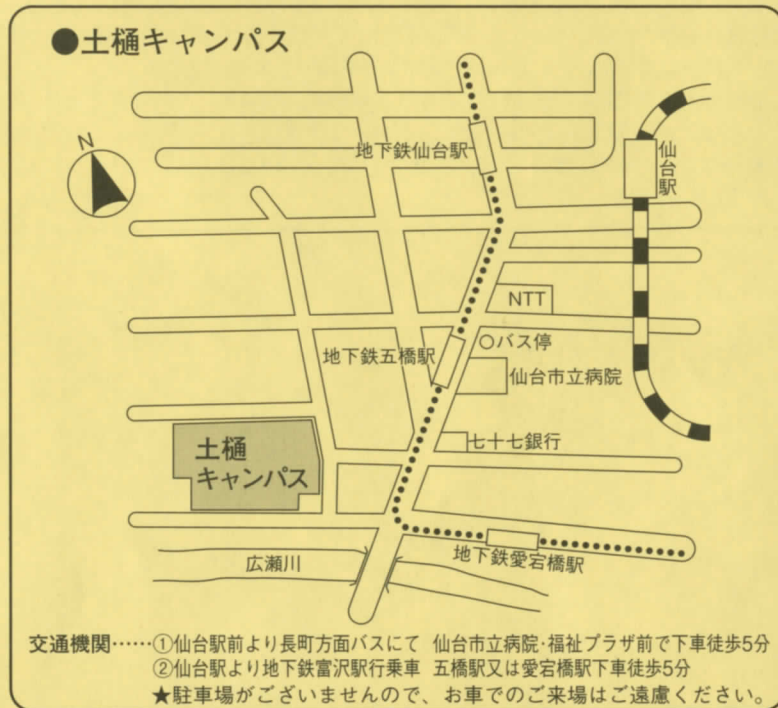
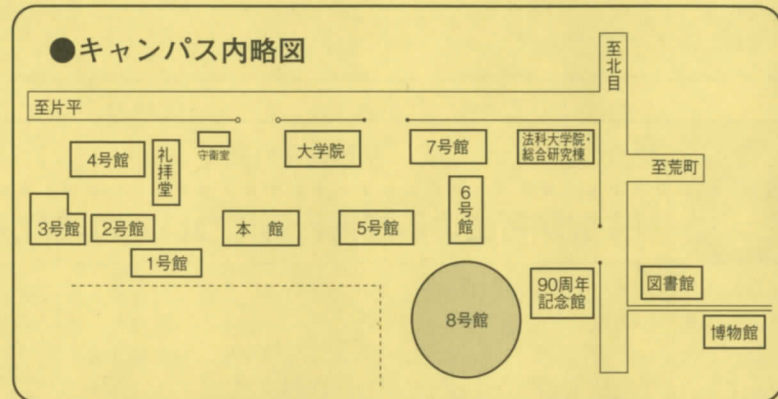
会 場

東北学院大学土樋キャンパス
8号館 3階 第3・第4会議室

**受講料
無料**

本年度の講師ならびにテーマ

- 11月11日 ㊦ 黒野 葉子 (本学法学部准教授)
相続による株式会社の経営権争いと会社法
- 11月12日 ㊧ 田沼 柁 (本学法務研究科教授)
判例理解はどのようになされるのか
— 白紙委任状と表見代理 最判昭和39.5.23を素材として —
- 11月13日 ㊨ 宮川 基 (本学法学部准教授)
自動車事故と刑事立法
- 11月14日 ㊩ 澤野 和博 (本学法学部教授)
いくらとれるか?
- 11月15日 ㊪ 大窪 誠 (本学法務研究科教授)
未成年者による加害行為についての親の法的責任



東北学院大学研究機関事務課 (法学政治学研究所担当)
〒980-8511 仙台市青葉区土樋1丁目3-1
TEL 022-264-6406

【お問い合わせは】

東北学院大学研究機関事務課法学政治学研究所担当まで

★駐車場がございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

〒980-8511 仙台市青葉区土樋一丁目3-1

Tel. 022-264-6406

11日(月)

黒野 葉子 法学部准教授

「相続による株式会社の経営権争いと会社法」

わが国の株式会社の大多数を占める中小企業においては、創業者が、自ら大半の出資をして株式会社を設立し、自らが代表取締役となり、その親族を取締役・監査役として事業を営むものも少なくありません。そのような会社においては、創業者が会社のトップとして君臨している間は円滑に会社運営が行われていたものの、その創業者が死亡したことにより、相続人間で会社の後継者（代表取締役の後任者）の決定をめくり、骨肉の争いが生じるということも少なくありません（相続による経営権争い）。

会社法上、代表取締役を選定したり、重要な業務執行を決定したりする機関は「取締役会」であり、その「取締役会」を構成する「取締役」は、「株主総会」の決議によって選任されるため、創業者の死亡による経営権争いは、創業者が保有していた株式をめぐる相続争いというかたちで現れます。つまり、誰を後継者とするかについて相続人間で合意ができないために、遺産分割協議がいつまでも整わない状態に陥るわけです。そのような中、一部の相続人が勝手に株主総会を開催して自派の者を取締役に選任する旨の決議をしたりすると、反対派の相続人が、会社法の規定に基づいて、その株主総会決議の効力を争うというように、この相続争いは、会社法上の紛争へと波及していきます。この講座では、創業者の死亡による経営権争いから生じる会社法上の問題について、判例を紹介しながら考えてみたいと思います。

12日(火)

田沼 柁 法務研究科教授

「判例理解はどのようになされるのか 一白紙委任状と表見代理 最判昭和39.5.23を素材として」

判決特に最高裁の判決は、生ける法（実際に機能している規範）を構成する重要な素材です。上記最判は、最高裁判所判例集では「債務者甲が債権者乙との間に甲所有の不動産について抵当権設定契約を締結し、甲が乙に対し右抵当権設定登記手続のため白紙委任状等の書類を交付して右登記手続を委任した場合でも、とくになんびとが右書類を行使しても差し支えない趣旨でこれを交付したものでないかぎり、乙がさらに右書類を丙に交付し、丙が右書類を濫用して甲代理人名義で丁との間に右不動産について抵当権設定契約を締結したときは、甲は、民法第109条にいわゆる「第三者二対シ他人二代理権ヲ与ヘタル旨ヲ表示シタル者」にあたらぬ」と要約され、白紙委任状が濫用された場合における民法109条の表見代理の成否についての判断基準（規範）が示されています。この規範が、生ける法を構成するのですから、法全体（民法の判例としての体系）との整合性が求められます。すなわち、この判決の理論的正当性が論証されなくてはなりません。そのための法的構成が問われることとなります。少なくとも、それが当該判決を理解するためには必要な作業となります。本件判決を素材として、今後、皆さんが判例解釈をする場合の一助となるように、判例を理解するための作業としての一例を紹介したいと思います。

13日(水)

宮川 基 法学部准教授

「自動車事故と刑事立法」

現在、国会において、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律案が審議されています。飲酒運転や無免許運転などの悪質、危険な運転行為による死傷事犯の中には、現行の危険運転致死傷罪は適用されず、より軽い自動車運転過失致死傷罪が適用されるものがありました。そのことに対して批判があったことから、この法律案が国会へ提出されました。この法律案のポイントは、3つです。

第1は、危険運転致死傷罪の適用範囲を、①通行禁止道路において重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転する行為により人を死傷させた場合、②一定の病気の影響により正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で、そのことを認識しながら自動車を運転した上、客観的に正常な運転が困難な状態に陥って人を死傷させた場合にまで、拡張していることです。第2は、アルコール等の影響により正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で自動車を運転し、必要な注意を怠って人を死傷させた上、運転時のアルコール等の影響が発覚することを免れるべき行為をした者に対する罰則を新設していることです。第3は、無免許運転の機会に人を死傷させた場合に、刑を加重する規定を新設していることです。本講義では、この法律案の内容を紹介するとともに、その問題点についても考察します。

14日(木)

澤野 和博 法学部教授

「いくらとれるか？」

不法行為に基づく損害賠償請求事件は、民事訴訟の90%以上を占めているといわれています。そして、その中には、多様な類型の紛争が含まれています。交通事故、離婚、不倫、医療過誤、相隣関係における紛争、セクハラ、プライバシーの侵害、自分の子供の加害行為など、日常起こりうるものを並べてみるだけでも、非常にバラエティに富んでおり枚挙にいとまがありません。

しかし、これらの多様な事案の解決のために民法の中に準備されている条文は、わずかに数条だけです。特に、損害賠償の額をどのように算定するかについては、まったく条文がありません。そこで現実の社会においては、各種紛争類型について裁判実務の集積によって漸次明確化されてきた算定方法によって、損害額を算定しています。

今回の講座では、法律の条文を見ただけでは知ることができない損害賠償額の算定方法を事案類型ごとに紹介し、加えて、各類型における問題点について皆さんとともに考えていきたいと思います。

15日(金)

大窪 誠 法務研究科教授

「未成年者による加害行為についての親の法的責任」

子供が他人に損害を与えることがあります。身近な例として、かつては、公園で野球をしている子供が近所の家の窓ガラスを割ってしまうという場面が漫画などに度々登場しました。そのほかにも、駐車中の車に子供がキズをつけてしまうとか、買物中の子供が店の商品を壊してしまうということが考えられます。物を壊すほかに、子供が他人に怪我をさせることもあります。今年の7月4日に神戸地方裁判所では、2008年に小学5年生（当時）の子供が自転車で女性に衝突し、被害女性が植物状態になったという事件について、子供の母親に9500万円の損害賠償を支払うよう命じる判決が出されました。さらに、同級生のいじめを受けて自殺するという事件が社会問題になっており、今年の6月28日には、いじめ防止対策推進法が公布されました。また、6月下旬には、広島で16歳の少女が数人と共同で元同級生の少女に暴行を加えて死なせ、死体を遺棄したとされる事件が起き、その後、広く報道されました。

このように、未成年者が他人に損害を与えた場合に、未成年者の親（親権者）は法的責任を負うのでしょうか。親権者が法的責任を負うとしたら、どのような要件のもとで、どのような責任を負うのでしょうか。本講座では、この点に関連する民法の規定を概観するとともに、若干の判決を紹介しながら、親権者の法的責任について考えてみたいと思います。